

平成 27 年度 ～ 令和 5 年度
(2015 年度～2023 年度)

塩尻市教育振興基本計画

～ 令和 3 年度 (2021 年度)
に向けた評価・見直し ～

塩尻市・塩尻市教育委員会

目次

I. 塩尻市教育振興基本計画について	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の進捗管理	1
II. 塩尻市が目指す教育と方向性	2
1. 全市的な長期戦略における本計画の役割	2
(1) 目指す都市像	2
(2) 基本戦略	2
(3) 教育振興基本計画に求められる役割	2
2. 基本理念	3
3. 育てたい人間像	3
(1) 「社会を生き抜く力」を備えたひと	3
(2) 郷土を知り、誇りと愛着をもったひと	3
III. 平成 30 年度から令和 2 年度（2018 年度から 2020 年度）の状況	4
1. 塩尻市の小中学校の学級数、児童・生徒数の推移	4
2. 塩尻市教育振興基本計画成果指標から見る塩尻市の現状	4
(1) 確かな知識とそれを活用する知恵の育成について	5
(2) 豊かで思いやりのある心の育成について	5
(3) 健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着について	6
(4) きめ細かな支援による教育の平等な提供について	7
(5) 学校・家庭・地域が一体となった教育体制の整備について	7
(6) 充実した教育を受けられる環境の整備について	7
IV. 重点的に取り組みたいこと	9
1. 学校教育の充実	9
2. 体験・経験の充実	9
3. きめ細かな支援による平等な学習機会の提供	10
4. 学校・家庭・地域の連携	10
5. 家庭での教育の支援	11
V. 施策体系	12
VI. 施策の展開	13
1. 確かな知識とそれを活用する知恵の育成	13
1-1 知識となる基礎学力の定着や技能の習得	13
1-2 知識を活用する知恵の習得	14
2. 豊かで思いやりのある心の育成	16
2-1 一人ひとりの豊かな心の育成	16
2-2 社会や地域に親しむ心の育成	17
3. 健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着	19

3-1 規則正しい生活習慣の定着.....	19
3-2 正しい食習慣の定着	20
3-3 運動に親しみ、健康な体をつくる習慣の定着	21
4. きめ細かな支援による教育の平等な提供.....	22
4-1 一人ひとりに対するきめ細かな指導の推進.....	22
4-2 支援が必要な子どもに対する教育の充実.....	23
4-3 支援が必要な家庭への対応の充実.....	24
5. 学校・家庭・地域が一体となった教育体制の整備.....	25
5-1 学校の運営体制の向上と機能強化.....	25
5-2 地域の教育力の活用	26
6. 充実した教育を受けられる環境の整備	28
6-1 学校教育施設の整備	28
6-2 学校外の教育環境の整備	29
6-3 安全・安心な教育環境の整備.....	30
VII. 計画推進について.....	31
1. 各主体の役割	31
VIII. 塩尻市教育振興基本計画成果指標	32

I. 塩尻市教育振興基本計画について

1. 計画策定の趣旨

本市では、「教育再生」を市政の最重点課題として位置づけ、生活習慣の改善、学力向上、いじめの未然防止と早期解決、学校不適應の改善、体罰の根絶、学校内外の教育環境・安全対策の拡充、家庭・地域の教育力の醸成などに向け、取り組みを進めております。

教育再生は、現在、また未来に向けての教育上の課題を解決していくために、あらゆる施策を実施していくものです。この方針のもと、本市の特性を生かした各種の教育施策を体系化し、重点的・効果的に塩尻市の教育を進めるため、教育基本法の規定に基づく「塩尻市教育振興基本計画」を平成27年4月（2015年4月）に策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の第2期教育振興基本計画及び第2次長野県教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じて、教育振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものです。

本市が目指す都市像や長期戦略は、第五次塩尻市総合計画に示されています。塩尻市教育振興基本計画は、本市の目指す都市像を実現するための教育分野（学校教育、家庭教育及び地域における教育）における基本計画として位置づけられます。

3. 計画の進捗管理

塩尻市教育振興基本計画は、平成27年度（2015年度）から令和5年度（2023年度）までの9カ年の計画であり、3年ごとに検証し、必要に応じて実施事業の見直しを図るものとして策定されております。これは、第五次塩尻市総合計画の中期戦略と同じ周期です。平成29年度（2017年度）に、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの3年間に向けた見直しを実施。令和2年度末（2020年度末）に第2期の期間満了を迎えることから、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間に向けた見直しを行います。



II. 塩尻市が目指す教育と方向性

1. 全市的な長期戦略における本計画の役割

(1) 目指す都市像

第五次塩尻市総合計画では、塩尻市の目指す都市像を「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」とし、人口減少社会において「30年先も“選ばれ続ける地域”をつくる」ことを目標としています。

●第五次塩尻市総合計画が目指す都市像

確かな暮らし 未来につなぐ田園都市

(2) 基本戦略

都市像を実現するために本市では、3つの基本戦略を掲げています。基本戦略は、「子育て世代」、「産業・地域の担い手世代」、「シニア世代」をメインターゲット(顧客)として都市像の実現を目指しています。

●第五次塩尻市総合計画における基本戦略

基本戦略A：子育て世代に選ばれる地域の創造

基本戦略B：住みよい持続可能な地域の創造

基本戦略C：シニアが生き生きと活躍できる地域の創造

(3) 教育振興基本計画に求められる役割

教育再生による確かな成長の支援

・ 特色ある教育による知・徳・体の向上

・ きめ細かな支援による平等な学習機会の提供

全市的な長期戦略（基本戦略）の推進のために、本計画では、「基本戦略A：子育て世代に選ばれる地域の創造」を目指します。そのために、「教育再生による確かな成長の支援」を行います。

2. 基本理念

一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育

本市では、子どもたち一人ひとりに向き合い、個々の個性や特性に応じた確かな育ちを支援するため、「一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育」を基本理念として教育政策を推進します。これは、家庭においても、学校においても、地域においても変わりません。

こうした教育には手間がかかりますが、子どもたちの育ちにていねいに向き合うことで、本市で育つすべての子どもが充実した体験や経験を積み重ね、学習の成果を活かし、社会を生き抜く力を蓄えて、自立して前向きに生きていく大人となることを目指します。本市から育ったひとは、地域に貢献しながら、グローバルに活躍することが期待されます。

加えて、自立して前向きに人生を歩むことのできる子どもの確かな育ちを支援し続けることで、子どもの成長をサポートできる地域として、子育て世代に選ばれるようになることを目指すものです。また、この理念の実現を目指すためにきめ細かで特色ある教育環境の整備を推進します。

3. 育てたい人間像

(1) 「社会を生き抜く力」を備えたひと

少子・高齢化の進展、グローバル化の進展、雇用環境の変化、地域社会や家族のあり方の変容、格差の固定化など、子どもを取り巻く社会情勢の変化は激しさを増しています。これからの時代では、自らが価値判断をして、目標ややりがいをみつけ、社会を形成する一人として前向きに生きていくことが必要です。

そのために必要な「社会を生き抜く力」は、「知」・「徳」・「体」の3つの要素からもたらされます。

(2) 郷土を知り、誇りと愛着をもったひと

本市は、豊かな自然に囲まれた田園都市です。おいしい農産物やワインが生産される一方、世界に誇れる技術を持った工業や工芸も盛んなまちです。独自の伝統文化が息づく一方で、近年では、Fパワープロジェクトなど循環型社会の形成を目指した新しい産業も生まれつつあります。さらに地域を越えた市内の新しい交流も活発になってきました。

郷土に対する誇りと愛着は、このような地域の良さを体験し、気づき、自分のものとする学びを通してもたらされ、広く社会で活躍する際の自らの拠り所として、自己を支えるものとなります。

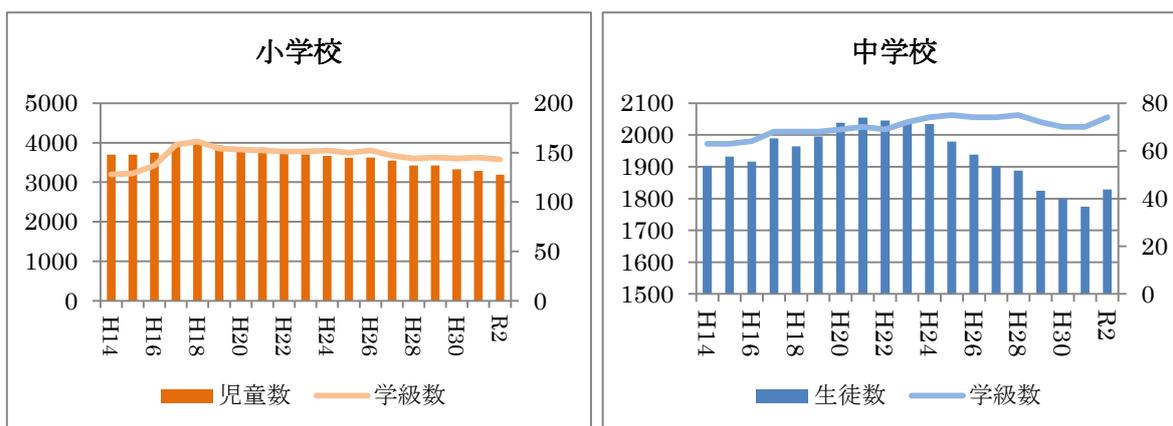
III. 平成 30 年度から令和 2 年度（2018 年度から 2020 年度）の状況

この数年で、世界情勢は大きく変わり、気候変動による干ばつ、大型台風の発生や、豪雨災害等、地球規模の問題に世界の国々が対処していかなければならない時代に突入しています。経済成長を追求していた時代から、再生可能エネルギーの普及等、環境保護との両立による持続可能な発展や、第 5 世代移動通信システムの加速化による多様性が求められる時代へと変遷し、あらゆる問題に対応していかなければなりません。さらに、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界情勢は転換期を迎え、社会の変化はますます複雑で予測困難になっています。このような厳しい社会を生き抜く力を身につけるためには、子どもたちの資質・能力を確実に育成していくことが求められます。

1. 塩尻市の小中学校の学級数、児童・生徒数の推移

平成 20 年度（2008 年度）前後をピークに、減少傾向が続いています。

人口推計から、この傾向が今後も続くものと予想されます。



2. 塩尻市教育振興基本計画成果指標から見る塩尻市の現状

平成 29 年度から令和元年度まで（2017 年度から 2019 年度まで）の 3 年間のデータを総合的に比較します。（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度の全国学力・学習状況調査が未実施のため、第 2 期最終年度の数値が確定していません。）

(1) 確かな知識とそれを活用する知恵の育成について

ア 「授業以外の1日あたりの学習時間が小学生1時間以上、中学生2時間以上の児童・生徒の割合」

小学校では、3年間で増減が見られるも、全国・県平均と同水準または高い割合を維持し、計画前に比べて増加しています。中学校では、3年間で減少が見られ、全国・県平均よりも割合が低く、計画前に比べても減少しています。

イ「授業でコンピューターなどのICT機器をほぼ毎日使用した児童・生徒の割合」
新たな指標として追加しました。

ウ 「国語の授業の内容がわかる児童・生徒の割合」

小・中学校ともに年度によりばらつきがありますが、3年間で平均すると、小学校では全国・県平均と同程度で、中学校では全国・県平均を少し下回っています。

エ 「算数・数学の授業の内容がわかる児童・生徒の割合」

小学校では3年間を通じて大きな変化はなく、全国・県平均を大きく上回っています。中学校では3年間で大きく増加し、全国・県平均を大きく上回りました。

オ 「『総合的な学習の時間』に主体的に取り組む児童・生徒の割合」

小・中学校ともに県平均とほぼ同程度の水準で、全国平均より低くなっています。計画前から3年間を通じて上昇しましたが、その後は減少し、小学校は計画前に同程度の水準になっています。

(2) 豊かで思いやりのある心の育成について

ア 「将来の夢・目標を持っている児童・生徒の割合」

小・中学校とも低下傾向にあり、全国・県平均と同程度の水準となっています。

イ 「ひとの役に立つ人間になりたいと思う児童・生徒の割合」

計画時及び前回の見直し時の割合より増加しており、全国・県平均が非常に高い割合となっていますが、それを若干上回る割合を維持しています。

ウ 「地域行事の参加割合」

小・中学校ともに、県平均が全国平均を大きく上回っていますが、県平均よりも高い割合を維持しています。

エ 「学校の規則を守っている児童・生徒の割合」

小・中学校ともに、全国・県平均と同程度か若干高い割合を維持しています。

(3) 健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着について

ア 「規則正しい生活状況」

小・中学校ともに平成30年度に減少しましたが、翌年度には増加し、小学校では全国・県平均と同程度の水準を維持しています。

イ 「授業以外（月～金）の1日あたりの読書時間が30分以上の児童・生徒の割合」

小学校では年々30分以上読書する児童の割合が、増加する傾向にあり、全国・県平均よりも高い割合を維持しています。中学校では年々低下する傾向にありますが、3年間を通じて全国・県平均より高い割合を維持しています。

ウ 「一人あたりの年間読書冊数（学校図書館）」

小・中学校ともに微増傾向にありましたが、令和元年に低下し、計画前の水準を下回りました。

エ 「スマホ、タブレット、ゲーム機等の利用について、家の人との約束があり守っている児童の割合」

新たな指標として追加しました。

オ 「朝食を毎日食べる児童・生徒の割合」

小学校は全国・県平均を上回っており、高い割合を維持しています。中学校は、若干低下し、全国・県と同程度の水準になっています。

カ 「大人と朝食をとる児童・生徒の割合」

小・中学校ともに計画時、前回見直し時より割合が増加しています。

キ 「体力の合計点」

小・中学校ともに年度によりばらつきがあり、全国・県平均を程度の水準を維持しています。令和元年度は、小・中学校の女子が全国・県平均よりも低い得点になりました。

ク 「運動が好きと思っている児童・生徒の割合」

小・中学校ともに年度によりばらつきがありますが、令和元年度は小・中学校の男女すべてが全国・県平均の割合を下回り、特に女子は大きく低下しています。

(4) きめ細かな支援による教育の平等な提供について

ア 「学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合」

小学校では全国・県平均より高い割合を維持していますが、中学校では全国・県平均と同程度から少し低い水準となっています。

イ 「自分には良いところがあると思う児童・生徒の割合」

小・中学校ともに全国・県平均よりも高い割合を維持しています。

ウ 「先生が自分の良い点を認めてくれていると思う児童・生徒の割合」

新たな指標として追加しました。

エ 「市内在住の年中児のうち元気っ子応援事業を受けた子どもの割合」

高い割合を維持しています。

オ 「学校生活が充実していると感じる児童・生徒の割合」

平成30年度に大きく低下したままの状態が継続しています。

(5) 学校・家庭・地域が一体となった教育体制の整備について

ア 「職員研修の実績」

研修の回数は同じで推移しているが、参加者数は増減しています。

イ 「幼保小中連携の交流回数」

ほぼ現状を維持しているといえます。

ウ 「地域と連携した事業の実施数」

平成29年度から少しずつ増加しており、高い水準を維持していると考えられます。令和3年度から「地域と連携した事業の実施項目数」を新たな指標とします。

エ 「教育活動における地域人材活用の事案数（学校支援ボランティアの登録者数）」

平成30年度までは増加しており、増加傾向にあると考えられます。令和2年度から学校支援ボランティアの登録者数を指標とする。

(6) 充実した教育を受けられる環境の整備について

ア 「大規模改修件数」

大規模改修については年次計画に基づき進められています。

イ 「長寿命化改良事業件数」

令和4年度から新たな指標として追加します。

ウ 「学校図書整備率」

年度による変化はありますが、計画前の水準と同程度となっています。

エ 「安心して子どもを預けられる環境があると感じる人の比率」

年度によりばらつきがありますが、ほぼ同程度の水準で推移しています。

オ 「公民館事業の子どもの参加者数」

毎年増加しています。

カ 「通学路の安全点検と対策実施箇所（事案数と改善数）」

積み残し件数が前回見直し時より減少し、減少した水準を維持しています。

IV. 重点的に取り組みたいこと

1. 学校教育の充実

学校は、確かな学力を身に付ける教育の中心的な場です。本市教育再生の核として学校教育を充実させ、子どもたちへの基礎学力の確実な定着と学力の向上を図ります。

さらに、情報活用能力、外国語活用能力、コミュニケーション能力など時代の変化に対応して求められる能力の向上を図ります。また、学校の裁量を広げ、学校ごとの特色ある教育活動を支援します。

GIGA スクール構想の実現に向けては、学校デジタル・トランスフォーメーション戦略による、新たな教育活動への取り組みや、教職員の働き方改革を推進します。

■取り組みの方向性

- ・基礎学力の確実な定着
- ・学力の向上
- ・時代の変化に対応した能力の向上
- ・学校ごとの特色ある教育活動の充実と支援
- ・ICTを活用した教育の推進（GIGA スクール構想の実現）
- ・小中連携、小中一貫教育の推進
- ・長期休業期間等における学習の機会の創出
- ・教職員への教育環境の整備
- ・新学習指導要領への対応

2. 体験・経験の充実

社会を生き抜く力を習得するためには、豊かな体験・経験を重ねることが大切です。体験とは、成功体験だけでなく、失敗した体験から反省し、振り返る習慣を身につけることも含みます。基礎的な学力の向上においても、学習する意欲が重要であり、それには日常生活において疑問に思うことや新しいことを知ったり、できるようになったりすることがもたとなります。これらの体験から、自分の見方・考え方を広げようとする姿勢や、そのための学力を身につけようとする姿勢が育まれます。さらに、人と協力して物事を成し遂げることによって、よりよい人間関係を築く能力や支え合いの心が育まれます。

しかし、近年では、少子化による兄弟姉妹、地域の子どもの減少、自然にふれあう場の減少や防犯・安全意識の高まり等によって、子どもたちがこのような体験・経験をする機会が減少していることが指摘されています。

本市では、学校や地域で、成功、失敗、振り返りを行う機会を充実させ、生きる力に直結する体験や経験を積んだ子どもを育てます。

■取り組みの方向性

- ・キャリア教育の推進
- ・多種多様な体験・経験の機会の充実
- ・体験を発表する場の提供による振り返り学習の推進
- ・体験活動を通じた学習意欲、自己肯定感の醸成
- ・よりよい人間関係を築く能力や支え合いの心の醸成

3. きめ細かな支援による平等な学習機会の提供

すべての子どもたちは、等しく教育を受ける権利を有しています。本市では、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行い、すべての子どもたちへの平等な教育機会の提供に努めます。

すべての子どもたちの成長を願い、幼・保・小・中の連携を図りながら、一人ひとりの個性や特性に応じた育ちを応援していきます。

いじめに関しては、「いじめは本市においても、どの子にも、どの学校でも起こり得る」という認識の上で、「人として絶対に許されないこと」として問題の解決にあたり、子ども、家庭の支援に取り組みます。不登校に関しては、早期の対応により、不登校ゼロを目指します。

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って生きていけるよう、子どもの貧困対策への取り組みを推進します。

■取り組みの方向性

- ・すべての子どもたちへの平等な教育機会の提供
- ・一人ひとりの子どもたちへの個性や特性に配慮したきめ細かな対応
- ・いじめへの適切な対応
- ・不登校への適切な対応
- ・こどもの貧困対策への取り組みの推進

4. 学校・家庭・地域の連携

学校・家庭・地域の人々が一体となって、地域の子どもの育むことは、子どもたちの豊かな成長をもたらします。また、子どもたちの育成に関わることにより地域の教育力も高まり、地域の絆を強めることにもつながります。

新学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」を実現し、学校を地域の核として子どもたちの教育を向上させるため、保護者や地域住民が教育活動を支援し、学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を推進します。

このような学校・家庭・地域が一体となった教育体制と、地域に開かれ信頼される学校づ

くりを推進し、地域と協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、教育していくことに取り組みます。

■取り組みの方向性

- ・地域に開かれた学校づくり
- ・コミュニティ・スクール活動の充実

5. 家庭での教育の支援

近年、保護者の価値観の多様化により、子どもが様々な基準で評価されるようになっていきます。このようななかにあっても、子どもが社会人として生きていく上でごく当たり前のモラルの育成が必要です。また、情報化社会の進展など社会の変化によって、保護者自身が直面したことのないような教育課題に向き合うことが求められています。

家庭は、子どもにとって最初に経験する社会であり、基礎的な教育を受ける場でもあります。規則正しい生活習慣や他者を思いやる心は、まず、家庭で育てられるものです。また、子どもの自己肯定感や心の安定は、家族からの深い愛情によって育まれます。さらに、お手伝いなど、家庭での役割を果たすことで、段階的に社会での責任を果たすことを身につけていきます。

本市では、もっとも基礎的な教育の場である家庭での教育の支援を推進します。

■取り組みの方向性

- ・家庭での規則正しい生活習慣の定着の支援
- ・家庭での教育の充実を図るための親への支援
- ・家庭の教育環境に配慮したきめ細かな支援
- ・保護者に対する情報リテラシーの向上のための支援

V. 施策体系

第五次塩尻市総合計画

基本戦略 A

子育て世代に選ばれる地域の創造

教育再生による確かな成長の支援

知・徳・体の向上

きめ細かな支援による
平等な学習機会の提供

特色ある教育による

きめ細かな支援による

塩尻市教育振興基本計画の施策体系

基本目標に合わせて体系を整備し、施策を展開します。

基本目標	施策	ねらい
1 確かな知識とそれを活用する知恵の育成 知	1-1 知識となる基礎学力の定着や技能の習得	○義務教育で履修する基礎的な学力を確実に身につけたひとの育成 ○時代に対応した能力を身につけたひとの育成
	1-2 知識を活用する知恵の習得	○習得した知識を仕事や生活に活用する知恵を身につけたひとの育成 ○自己肯定感を持って前向きに人生を生きるひとの育成
2 豊かで思いやりのある心の育成 徳	2-1 一人ひとりの豊かな心の育成	○他者を尊重し、相手を思いやれるひとの育成 ○自然や芸術など美しいものに感動する心を持ったひとの育成
	2-2 社会や地域に親しむ心の育成	○規範意識と責任感を持って、社会の中で自身の役割を果たすひとの育成 ○自身の生まれた地域に誇りと愛着を持ったひとの育成
3 健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着 体	3-1 規則正しい生活習慣の定着	○規則正しい生活習慣を身につけ、自己の体調を管理できるひとの育成
	3-2 正しい食習慣の定着	○健全な食習慣を身につけているひとの育成 ○食へることへの感謝と喜びを実感できるひとの育成 ○地域の食を知り、誇れるひとの育成
	3-3 運動に親しみ、健康な体をつくる習慣の定着	○継続的に運動に親しむ習慣定着の支援
4 きめ細かな支援による教育の平等な提供	4-1 一人ひとりに対するきめ細かな指導の推進	○小集団学習の推進と、個々の特性に合わせたきめ細かな指導の支援
	4-2 支援が必要な子どもに対する教育の充実	○支援が必要な児童・生徒への支援の充実
	4-3 支援が必要な家庭への対応の充実	○子育て家庭の経済負担の軽減
5 学校・家庭・地域が一体となった教育体制の整備	5-1 学校の運営体制の向上と機能強化	○学校の組織力の向上支援と、充実した教育体制の整備
	5-2 地域の教育力の活用	○学校・家庭・地域の連携強化による地域に開かれた学校づくりの推進
6 充実した教育を受けられる環境の整備	6-1 学校教育施設の整備	○子どもたちが充実した教育を受けられることができる環境の整備
	6-2 学校外の教育環境の整備	○子どもたちが様々なことを体験し、成長できる環境の整備
	6-3 安全・安心な教育環境の整備	○学校施設の防災や、登下校時の交通安全、防犯対策推進等、子どもたちが安全に教育を受けられる環境の整備

社会を生き抜く力の養成

きめ細かで特色ある
教育環境の整備

VI. 施策の展開

社会を生き抜く力の養成

1. 確かな知識とそれを活用する知恵の育成

確かな学力とは、「よみ・かき・そろばん」に代表される「知識」とそれを活用するための「知恵」からなります。知識と知恵があいまって、学習したことを仕事や実生活で役立てることができます。

学力の習得には、学習に対する意欲や学習の習慣づけ等が重要です。学習する教科に対する興味・関心を持たせ、学習に対する動機付けを行うと同時に、十分な学習の機会を確保します。

1-1 知識となる基礎学力の定着や技能の習得

教科の学習については、子どもたちの学ぶ意欲を醸成しながら、学習指導要領に定められた基礎的な学力の定着を図ります。加えて、個々の特性に応じて学力のさらなる向上を図ります。さらに、科学や外国語など個々の児童・生徒が興味を持った分野についてより深い学習ができるよう支援します。

〔施策の展開〕

a. 基礎学力の向上のための体制の構築

授業を通じて基礎的な学力が確実に定着するよう教育を行うことが学校の一義的な役割です。子どもたちの学習意欲を高められるよう教職員の指導力の向上を図ります。また、学力の定着には、反復練習が重要なことから、放課後の学習を支援する体制についても整備を進めます。

b. 個々の特性に応じた学力の向上支援

発展的な学習を望む子どもや、じっくり学習することが必要な子どもに対して、興味関心や特性に応じて積極的に学習する機会をつくります。

c. 時代の変化に対応した学力の向上

I C Tや外国語学習など時代の変化に対応した学力の定着を図ります。学校における、これらの学習に必要な人材や環境整備を支援します。また、学校外においても時代に応じた教育環境の整備を推進します。

d. 学ぶ意欲の醸成

子どもたちの知的好奇心を刺激し、学ぶ意欲を醸成する授業を研究します。教職員研修を実施し、各校の事例の共有や教職員の指導力向上を図ります。

〔事業の方向性〕

- ・子どもたちの放課後学習の機会の創出
- ・長期休業期間等における学習の機会の創出
- ・学校におけるICT教育の推進
- ・外国語に触れる機会の充実による、外国語力の向上
- ・教職員の指導力の向上
- ・図書館を活用した学習の推進

1-2 知識を活用する知恵の習得

習得した知識を十分に活用するためには、「知恵」が必要です。知恵は、思考力・判断力・表現力等からなり、座学だけでなく家庭や学校での様々な体験・経験を通して身につくものです。しかし近年、子どもたちの生活様式、特に遊びの変化から人とふれあうことや自然とふれあう機会など屋外での体験の機会が減少しています。

このため、学校内外での体験や経験の機会を増やし、知恵を習得する教育体制を整備します。

〔施策の展開〕

a. 学校における体験・経験の機会の創出

各学校での特色ある教育活動を支援し、様々な体験・経験の機会をつくり出します。加えて、体験・経験したことを発表する場を設け、子どもたちが見通しを立てたり、振り返りを行ったりすることで成長の実感できる学習を推進します。

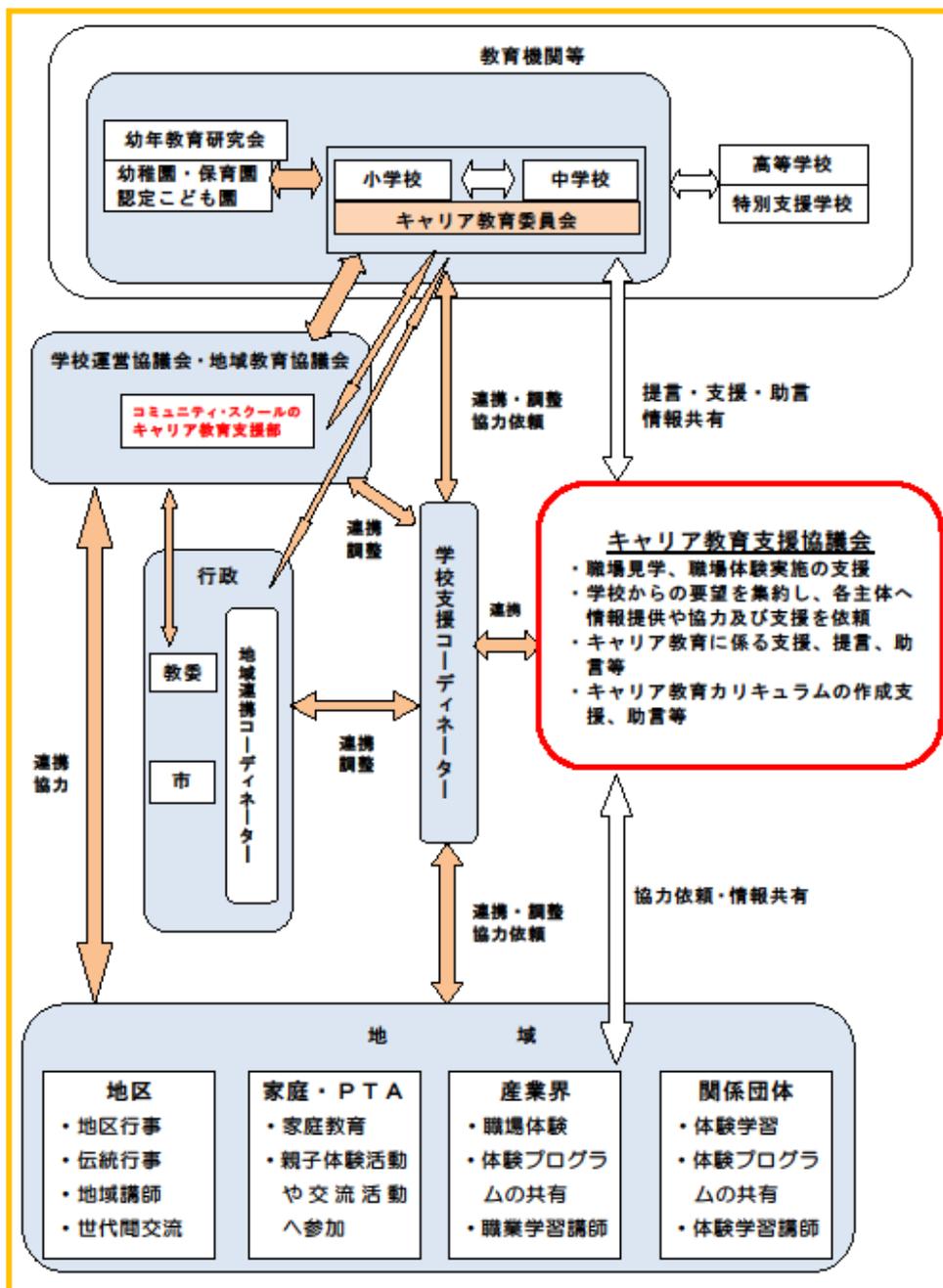
b. キャリア教育の推進

子どもたちの夢や勤労観・職業観を醸成し、目標を持って成長できるようキャリア発達に関わる能力の形成を支援します。これまでのキャリア教育は、主に各学校が独自に実施してきましたが、全市的な体系化を進め、学校・地域・行政が一体となって推進していきます。

〔事業の方向性〕

- ・体験や経験を重視した活動の支援
- ・見通しや振り返り学習の推進
- ・学校と地域、産業界、行政が一体となったキャリア教育推進体制の構築
- ・キャリア教育の体系化の推進
- ・キャリア教育における専門家の活用検討
- ・塩尻市の資源や産業を生かした特色あるキャリア教育の推進
- ・幅広い調べ学習のための図書館利用の促進
- ・キャリアパスポート活用の推進

塩尻市におけるキャリア教育の推進体制のイメージ



2. 豊かで思いやりのある心の育成

自然や美しいものに感動し、自己を認め、他者を理解して尊重する心と、社会の規律を守れる心とをあわせた、豊かで思いやりのある心を育成します。

2-1 一人ひとりの豊かな心の育成

社会の変化が激しくなり、人々の価値観が多様化するなかで、子どもたちは、様々な基準で評価されるようになっていきます。このため、子どもたちが自己肯定感を持って成長することの重要性が高まっています。

また、少子化やひとり遊びの増加など、生活様式の変化により、他者とコミュニケーションをとる機会が減少しています。

本市では、子どもたち一人ひとりの豊かな心の成長を市民と一体となって支援します。

〔施策の展開〕

a. 自己肯定感の向上

子どもたちが前向きに人生を歩めるように、自己肯定感を高めることが必要です。自己肯定感とは、家族のよさ、友だちのよさを日々感じることで育まれることから家庭や学校、地域全体で取り組みます。

b. 他者を思いやる心の育成

友だちや大人といった他者との関わり合いが、思いやりを育てます。家族、学校の友だちのほかに地域の大人、異なる文化を持った人々など様々な他者と関わることで、他者を尊重し相手を思いやる心を育てます。

c. 人権教育、道徳教育の推進

学校における人権教育や道徳教育を推進します。差別やいじめに関する正しい理解を醸成します。また、家庭に対しても、子どもの健やかな成長を支援するため、子どもたちの人権を守る研修、啓発を行います。

d. 自他の生命や健康、人格及び男女を尊重する態度の育成

子どもたちの発達段階にあわせた適切な性に関する教育を実施します。

性に関する教育については、心や身体の成長や性感染症など科学的な知識と、性に関する倫理的な面や豊かな人間関係の重要性といった総合的な認識の上で、各教科等における教育の中で充実させていきます。

e. 自然や芸術など美しいものに触れる機会の創出

自然や美しいものに感動する心を育むため、普段行くことのない野山や文化施設など特別な場での体験・経験の機会をつくります。

f. 学校における文化活動の支援

小中学校の授業や行事、クラブ活動や部活動の充実を図り、学校生活において子どもたちが文化活動に親しめるよう、各学校の環境や特性にあわせて支援を行います。

〔事業の方向性〕

- ・多様な体験・経験の機会の設置
- ・自己理解や振り返りの機会の創出
- ・自然や芸術に感動する機会の創出
- ・学校での文化活動の推進及び支援
- ・人権教育の推進
- ・発達段階にあわせた適切な性に関する教育の実施

2-2 社会や地域に親しむ心の育成

自己を肯定し、他人を思いやり、その上で生まれるのが社会に対する規範意識です。

近年は、子どもが集まって遊ぶことが少なくなったといわれます。子どもが多い時代には、身近に縦社会のコミュニティが形成され、そのなかでルールやモラルが身に付いていました。しかし、少子化で、家庭内では一人っ子や二人兄弟が多くなり、地域内では、子どもが少なくなった現在、集団生活の機会が減少し、モラルや規範を育む機会や場を設けることも難しい時代になっています。

このようななかで、地域との連携を促進し、社会や地域に親しむ心を育成します。

〔施策の展開〕

a. 地域と関わる機会の創出

地域の組織等に働きかけて、大人たちとの交流の機会を設けることにより、コミュニケーション能力等を育みます。地域との交流を通じて、大人たちや地域への憧れや信頼を養い、社会や郷土を愛する心を育てます。このための、子どもと地域、学校が連携した取り組みを推進します。

b. 地域の文化・伝統に親しむ機会の創出

学校内外で、地域の祭典、催しへの参加を促進します。また、短歌等文化活動を実施し、地域学習を推進します。地域の文化・歴史を伝承することで、地域への誇

りと愛着を育成します。

c. 地域の産業に触れる機会の創出

地域の産業を知り、継承していくために、学校と地元産業が連携して、社会科見学や職業体験などの機会をつくります。

d. 多様な体験活動への参加の支援

木育、環境教育等の活動や、地域行事、ボランティア活動、子どもの教育に資する体験活動への参加を推奨します。

e. あいさつする運動の推進

社会に対する規範の基本は、あいさつです。社会に対する健全な心を育成するため、あいさつする習慣の定着を図ります。積極的にあいさつをすることで、地域コミュニティの充実を図ります。

f. 青少年健全育成の推進

地域と一体となって、インターネットサイトや SNS 等を入口としたトラブル、薬物、アルコールから子どもを守ります。未成年者へのたばこ販売の防止策を強化し、成人向け商品の販売規制を強化します。また、薬物乱用の低年齢化や危険ドラッグの流通が社会問題化していることから、対策を実施していきます。

これらの課題に対しては、同時に、子どもたち自らが判断できる力を育みます。

〔事業の方向性〕

- ・ 支え合いの心を育成するボランティア体験活動の推奨
- ・ 学校と地域、企業・団体による身近な自然、産業、文化を知る機会の創出
- ・ 木育や環境教育等に関する活動への参加の支援
- ・ 信州あいさつ運動の推進
- ・ 青少年健全育成の推進

街頭指導の実施、関係機関の連携強化、薬物乱用防止の推進、非行防止対策の拡充、成人向け商品の販売規制の強化、青少年健全育成都市宣言の周知

- ・ 情報を理解し活用する力の育成（情報リテラシーの推進）

3. 健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着

子どもたちの健やかな体を育成し、体調を管理する規則正しい生活習慣の定着を図ります。

自立した社会人として生きていくには、規則正しい生活習慣を身に付けることが大切です。さらに、食べることや運動の喜びと大切さを知り、大人になってからも健康で規則正しい生活を維持していくための基礎をつくります。

規則正しい生活習慣の定着は家庭での教育が基本となり、学校・地域・行政は、それを支援していきます。

3-1 規則正しい生活習慣の定着

規則正しい生活習慣を身に付けることは、自立した社会人となるための重要な要素です。規則正しい生活習慣の目安として、十分な睡眠（早寝・早起き）と朝食を摂ることがあげられます。本市では、さらに読書活動の推進を加えて「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動を展開し、子どもたちの生活習慣の定着を図っています。本市の子どもの生活習慣は、全国と比較して良好であるといえます。

近年、スマートフォン等の所持率が年々高くなり、子どもの生活習慣に大きな影響を与えています。このような新たな課題については、情報提供など、家庭への教育支援が必要です。

引き続き、家庭での教育を支援するほか、「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動を推進し、規則正しい生活習慣の定着を図ります。

〔施策の展開〕

a. 家庭での生活習慣の定着支援

規則正しい生活習慣の定着は、家庭での教育が基本です。学校・地域・行政においては、家庭での規則正しい生活習慣の定着を支援します。

b. 「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動の推進

「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動を推進し、規則正しい生活習慣の定着を促進します。特に、本市では学校図書館、えんぱーく及び図書館分館を活用した読書習慣の定着を独自の取り組みとして推進します。

〔事業の方向性〕

- ・家庭での規則正しい生活習慣の定着の支援
- ・「早ね 早おき 朝ごはん・どくしょ」市民運動の推進
- ・スマートフォン等のメディアの使用に係る啓発の推進

- ・学校図書館、市内図書館の充実による本を読む習慣の定着

3-2 正しい食習慣の定着

食は、人間のもっとも基本的な営みのひとつであり、健全な体を保つために欠かせないものです。同時に、人間のもっとも基本的な楽しみであり、家族や友人との絆を深める場でもあります。正しい食習慣は健全な体をもたらすと同時に人生を豊かにします。

しかし、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、朝食欠食や孤食など、子どもの食習慣の乱れや健康に関する懸念が指摘されています。

正しい食習慣の定着は、家庭での教育も重要ですが、学校においても「給食」を通じた食育の充実が求められています。

本市では、家庭と学校における食事を通じた、正しい食習慣の定着を推進します。

〔施策の展開〕

a. 健全な食習慣の定着支援

正しい食習慣の定着は、家庭での教育が重要です。朝食欠食や孤食など食習慣の乱れについては実態を調査し、家庭において望ましい食習慣が定着するよう必要な支援を行います。

b. 自校給食を基軸とした食育の推進

本市では、児童・生徒の見える場所で調理をし、地産地消を進めつつ、温かいものを温かいうちに出すという方針のもと、ほぼすべての小中学校で自校給食を実施しています。学校では、児童・生徒と、栄養士や調理員とのコミュニケーションの向上など自校給食を基軸とした食育を推進します。

c. 地域の食を知り、誇れるひとの育成

本市で生産されるおいしい農産物は、地域の重要な資源であり、誇りであるといえます。地域でとれる新鮮でおいしい農産物を知り、味わうことで地域のよさを誇れるひとを育てます。

〔事業の方向性〕

- ・自校給食の継続と学校における食育の推進
- ・給食公会計制度の運営
- ・学校給食への地元産の食材の積極的な使用
- ・レシピ等学校給食に関する情報の発信

3-3 運動に親しみ、健康な体をつくる習慣の定着

運動は、健全な身体を培うと同時に、豊かな人間性を育みます。運動に関する趣向や能力には個人差がありますが、生涯にわたって個人にあった適度な運動を継続するために、運動の習慣の定着を目指します。

〔施策の展開〕

a. 学校における体力増進の支援

保健・体育活動の充実を図り、学校生活において、子どもたちが運動に親しめるよう、機会をとらえた様々な運動への取り組みを支援します。

b. 学校における部活動の支援

中学校の部活動が、中学校時代及び将来における健康と体力の向上に資するよう、各学校の環境や特性にあわせて適切な支援を行います。

c. 学校外での体育活動の推進

子どもたちの学校外での多様な課外活動や、スポーツの実施を支援する環境や体制を確保します。地域、市体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、総合体育館指定管理者等の各種団体と連携を図り、様々なレベルで気軽に体を動かせる場の設置を推進します。また、親子でスポーツに親しめるイベントや教室等の開催を推進します。

〔事業の方向性〕

- ・部活動に対する助成
- ・子どもが参加しやすいスポーツ環境の整備とイベント等の開催
- ・学校体育の授業の改善

きめ細かで特色ある教育環境の整備

4. きめ細かな支援による教育の平等な提供

本市では、子どもたちの特性に応じたきめ細かな教育を実施し、すべての子どもたちに等しく教育を受ける機会を提供します。

4-1 一人ひとりに対するきめ細かな指導の推進

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことで、個々の能力を十分に伸ばすことを目指します。このため、複数の教職員による授業やグループ学習、元気っ子応援事業を一層推進します。

〔施策の展開〕

a. 個別のニーズに対応した授業の推進

教職員の加配により、複数の目で子どもを見ることで、多面的に子どもの実態をつかみます。また、集団のなかで、子どもへの個別の対応ができ、学習の進度に開きのある子どもや集団になじめない子どもへのきめ細かな指導を行います。

また、グループ学習を推進し、学習のなかで意見交換や資料作成をする機会を増やします。これにより、子どもの意欲を高め、学習への積極的な参加を促します。また、子どもの思考力・判断力・表現力やコミュニケーション能力の向上を図ります。

b. 元気っ子応援事業の推進

子どもたちの個性や特性を大切にしながら健やかな成長を支援する元気っ子応援事業を推進します。子どもたちが持っている力を十分に発揮できるように、幼・保・小・中・高、関係機関と連携を図り、一人ひとりの育ちを18歳まで支援します。

〔事業の方向性〕

- ・教職員の加配の継続
- ・グループ学習の推進
- ・元気っ子応援事業の推進

4-2 支援が必要な子どもに対する教育の充実

様々な支援を必要とする児童・生徒、家庭が増加傾向にあります。個に応じた学習支援体制により、すべての子どもたちに充実した教育機会を提供します。

いじめに関しては、「いじめは本市においても、どの子にも、どの学校でも起こり得る」という認識の上で、「人として絶対に許されないこと」として問題の解決にあたり、子ども、家庭の支援に取り組みます。

〔施策の展開〕

a. いじめの未然防止と早期解決

いじめに関して、未然防止と早期解決を図っていくことが大切です。学校における人権教育を推進すると同時に、定期的な調査による実態把握を行い、安定した学級運営に努めます。さらに、いじめは起こり得るという認識のもと、いち早い発見と解決に努めます。

b. 不登校対策の充実

不登校児童・生徒、学校に対し、生徒指導担当指導主事を中心とした支援体制により、学校、家庭、市教育センター、中間教室、民間の支援団体等が連携し、在籍校復帰など、児童・生徒の状況に合わせた自立を支援します。また、不登校を未然に防ぐため、幼保・小・中が連携して、その予兆を察知し早期の対策を講じます。

c. 相談体制の充実

相談員を充実させ、児童・生徒や家庭への支援体制を強化します。

子育てや家庭教育などに関する様々な不安や課題を抱える保護者などに、家庭児童相談員などが相談に応じ、その家庭の孤立化を防ぎ、不安な課題の解消を図ります。

支援が必要な家庭を早期に把握し、相談支援につなげていくため、幼児期からの関わりを持った保健師との連携、情報共有のあり方を検討します。また、これらの相談体制を必要とする家庭に相談先を確実に知ってもらえるよう、積極的な広報活動を行います。

d. 特別支援教育の充実

支援を必要とする児童・生徒に対してきめ細かな支援ができるよう体制を充実させます。就学支援に当たっては、早期からの丁寧な相談を行い、適切な「学びの場」を総合的に判断します。就学後も継続的な教育支援を行うとともに、子どもの実態に応じて「学びの場」の見直しを行います。特別支援講師、支援介助員の配置により、学校での学習及び生活を支援します。また、特別支援学校に在籍する児童・生

徒が地元の小中学校に副次的な学籍を置いて、交流及び共同学習を進め、一緒に学ぶ機会の拡大を図ります。

〔事業の方向性〕

- ・ Q-Uアンケートの活用など、安定した学級運営の推進
- ・ 相談員の充実による支援体制の強化
- ・ 中間教室の運営による不登校児童・生徒の在籍校復帰支援
- ・ 特別支援講師、支援介助員による学習及び生活の支援
- ・ 日本語の指導が必要な子どもに対する支援
- ・ 副学籍による交流等の推進

4-3 支援が必要な家庭への対応の充実

経済格差の拡大や経済状況の低迷から、経済的に就学が困難な家庭が存在します。このような児童・生徒に対しても就学、学習の機会は平等に与えられるべきです。経済的な事情により教育を受ける機会に格差が生じないように必要な支援を行います。

〔施策の展開〕

a. 義務教育中における経済的負担の軽減

経済的に支援が必要な家庭に対して、義務教育中における経済的負担の軽減を行います。

b. 高等学校等への進学に必要な経済的支援

高等学校・大学等へ進学するにあたり、経済的に困難な生徒に奨学資金を貸与します。また、私立高等学校に通う家庭の負担が少しでも軽減できるよう、学校に対し、助成を行います。

c. 地域における多様な学習機会の創出支援

コミュニティ・スクールの活用や、公民館、児童館などの連携により、地域での学習の場をつくります。

〔事業の方向性〕

- ・ 支援が必要な家庭に対する就学援助の充実及び学習・生活支援の実施
- ・ 奨学資金貸与の実施
- ・ 私立高等学校に対する助成
- ・ 地域における学習支援の促進

5. 学校・家庭・地域が一体となった教育体制の整備

学校教育に対する市民のニーズが多様化・高度化していますが、知・徳・体いずれにおいても家庭や地域での教育も欠かせません。学校の組織力の向上を図ると同時に、学校・家庭・地域が連携し、一体となって子どもたちを育てていく教育体制を整備していきます。

5-1 学校の運営体制の向上と機能強化

入学、進学により学習や生活環境が変わるなか、それに対応することが困難な子どもたちが増えています。校内の教育体制の充実と平行して、入学及び進学のための連携を強化し、子どもの発達特性や、それぞれの教育内容を相互に理解し、スムーズな接続を意識した教育を実施します。

〔施策の展開〕

a. 幼児教育と学校教育の連携の強化

幼児教育と学校教育の連携を強化するため、相互に望ましい連携の方策を研究し、実践します。また、入学による環境の変化に子どもたちが対応できるよう、幼児教育から小学校への円滑な接続について研究し、幼保・小の交流を推進します。

b. 小学校、中学校間の連携強化

小学校、中学校間の連携を密にし、情報の共有化を図ります。校務担当者間の連携を推進し、効率化を図ります。

c. 学校事務の情報化

学校は、児童・生徒の重要な個人情報を扱うことから、教職員がデータを校外に持ち出し、個人情報の紛失をすることがないように努めます。また、校務の情報化を進め円滑な情報共有を推進します。

d. 教職員研修の充実

教職員に対し、情報専門の指導主事によるICT教育研修、塩尻市教育センターで開催する各種研修により、教職員の指導力と使命感の向上を図り、課題解決や実践に対する教職員の資質の向上を目指します。

e. 学校評価

県の動向を注視しつつ、学校の特性や実情に配慮した効果的な学校評価の導入を検討し、毎年、評価を機能させて課題が克服されるようにし、学校改善や授業改善

に努めます。

f. 塩尻市教育センターにおける学校支援の充実

塩尻市教育センターでは、学校の抱える諸課題の解決のため、学校運営、教育課程、教職員、生徒指導等に関する研修・相談・助言・指導を総合的に支援します。

g. 教職員の負担軽減

全国的にも課題となっている教職員の業務負担について、事務処理方法や書類様式の見直し等による負担軽減を推進します。また、超過勤務時間の多くをしめる部活動について、部活動指導員を配置します。

〔事業の方向性〕

- ・ 幼保・小の交流活動の推進
- ・ 小中連携教育の推進
- ・ 統合型校務支援システムの導入
- ・ 部活動指導員の配置
- ・ 学校事務の見直し等の推進
- ・ 教育事務支援室の設置
- ・ 教職員のメンタルヘルス対策の推進

5-2 地域の教育力の活用

学校では、子どもたちの成長のために様々な取り組みが実施されています。学校の取り組みについて、保護者をはじめ、地域に積極的に広報し学校と地域の連携を密にします。その上で、地域の教育力を生かした教育体制の構築を推進します。

〔施策の展開〕

a. 地域における諸活動への参画の支援

児童生徒の地域行事への参加や地域貢献活動を推奨します。さらに、これらの活動が子どもたちの体験・経験の機会として活かされるよう、見通しや振り返りに対しても地域や保護者に協力を依頼し、活動の充実を図ります。

登下校時の見守りや声かけなど見守り活動が継続されるよう支援します。

宿題の添削や課外学習の講師、放課後学習など様々な教育活動における地域人材の活用を促進します。

b. 学校と家庭、地域における情報交換の促進

行事や授業研究など学校の多様な取り組みを家庭や地域に発信し、学校・家庭・

地域間の相互理解を促進します。

c. 学校と家庭、地域による協働の学校運営の充実

塩尻市においては、平成28年度から市内全小中学校でコミュニティ・スクールがスタートしました。この活動をさらに充実させ、地域とともにある学校づくりを推進します。

〔事業の方向性〕

- ・児童生徒の地域貢献活動等への参画
- ・登下校時の声かけ・見守り活動の継続
- ・放課後学習など、教育活動における地域人材の活用の推進
- ・学校と家庭、地域における情報交換の促進
- ・学校ホームページ等の活用による情報発信
- ・学校と家庭、地域による協働の学校運営の充実
- ・アクションプランの作成等により、関係者間の目的意識共有の促進

6. 充実した教育を受けられる環境の整備

本市において充実した教育を受けられるよう、学校施設の整備を推進します。学校外においても、子どもたちが十分な体験・経験を積めるような環境を整備します。

安全に関しては、学校施設の老朽化への対応が必要です。また、犯罪や事故から子どもたちを守る体制を構築すると同時に、安全に対する教育を実施します。

6-1 学校教育施設の整備

子どもたちが多くの時間を過ごすだけでなく、災害時の避難先となる学校施設の安全性や快適性の確保に必要な改修を行い、多様な学習に対応できる教育環境を整備、改善します。

〔施策の展開〕

a. 学校施設の改修と改善の実施

経年による損耗、機能低下に対する復旧措置を行うとともに、子どもたちが快適に過ごせるように教育環境の改善を図ります。

b. 充実した教育に必要な設備、備品の整備

読書活動の推進を図るために学校図書館管理システムを有効活用し、市立図書館と連携します。古くなった図書については入れ替えを推進します。

〔事業の方向性〕

- ・ 学校施設の老朽対策と環境改善のための改修
- ・ 学校図書館管理事業の継続
- ・ 学校図書の入れ替え及び蔵書数確保の推進
- ・ 効率的、効果的な学校施設の管理
- ・ 市内小中学校、保育園、児童館、教職員住宅等の簡易な修繕及び環境整備

6-2 学校外の教育環境の整備

就労形態が変化し、未就学児の保育と同様に、小学校児童の放課後の居場所づくりに対するニーズが高まっています。

学校外においても子どもたちが安心して過ごせる場所や、様々な学習や体験・経験ができる環境を整備する必要があります。本市で育つ子どもたちが、地域の多様な刺激を受けて成長できることを目指します。

〔施策の展開〕

a. 児童館・放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ・放課後児童教室の充実

児童館では、子どもに健全な遊びを提供し、情操豊かな心身の健康増進を目指します。また、放課後児童クラブ・放課後児童教室では、就労等により家庭に保護者がいない小学生に対し、放課後キッズクラブでは、昼間家庭に保護者がいる小学生に対し、適切な遊びや安全・安心な生活の場を提供し、集団生活を通じた児童の健全育成を図ります。

b. 公園や体験施設の活用

市内に自然体験ができる施設を充実させ、子どもたちの成長の過程において自然に触れあえる場を提供します。体験学習施設としては、塩嶺体験学習の家を中心として位置づけ活用します。

c. 生涯学習施設等の充実

生涯学習施設や体育施設は、子どもから高齢者まですべての市民が利用するものですが、子どもたちの課外活動施設としても重要な役割を果たしています。えんぱーく、えんてらす、博物館や公民館等、生涯学習施設や体育施設を充実させ、児童・生徒の課外活動を促進します。

〔事業の方向性〕

- ・放課後の児童・生徒の居場所づくりの推進
- ・塩嶺体験学習の家の活用
- ・えんぱーく、えんてらす、博物館や公民館等の充実

6-3 安全・安心な教育環境の整備

毎日の通学は、交通事故や事件の危険をはらんでいます。子どもたちが安全・安心して通学できる環境を確保し、子どもたちに対しても交通安全や防犯の意識を高めま

〔施策の展開〕

a. 通学路の安全確保の推進

学校・家庭・地域が連携し、学校や通学路の安全を確保する取り組みを推進します。学校支援ボランティア等による登下校の見守り活動とPTAによる防犯活動がこれまで行われてきましたが、これらの活動の活性化を図ります。子どもの緊急避難場所である「こどもを守る安心の家」の設置場所を拡大します。

また、大雪等自然災害時においても、安全確保に努めます。

b. 安全・防災教育の推進

子どもたちの安全を脅かす災害・事件、事故に対して、命を守り危険を予測して的確な判断のもと安全に行動できるよう安全・防災教育を推進します。特に、近年はインターネット等の利用に係る犯罪やトラブルが社会問題となっていることから、これらの適切な利用に関する教育を強化します。また、自然災害に対する学びを深めます。

また、犯罪や事故にあった子どもに対しては、カウンセリング機能の強化やNPO法人との連携によってメンタル面の支援を行います。

c. 学校における災害安全体制の強化

学校防災計画、学校安全計画、学校危機管理マニュアル、塩尻市立学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）の整備、見直しを行い、学校職員等が適切な対応ができるよう、体制を整えます。

〔事業の方向性〕

- ・地域防犯活動の活性化
- ・「こどもを守る安心の家」の充実
- ・通学路合同点検の実施
- ・インターネット等の適切な使い方に関する教育の推進
- ・犯罪や事故にあった子どもの立ち直り支援
- ・防災教育、避難訓練の強化
- ・学校防災計画、学校安全計画、学校危機管理マニュアル、塩尻市立学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）の適切な更新、充実

VII. 計画推進について

1. 各主体の役割

塩尻市の教育は、学校・家庭・地域・行政（教育委員会）が一体となって取り組みます。

学校・家庭・地域は、子どもたちの教育を主として担い、行政は、学校や家庭での教育を支援します。

（１） 学校

学校は、基礎的な学力を定着させ、学力の向上を図るという重要な役割を担います。さらに、体験・経験活動を充実させ、自ら考え、学ぶ意欲や集団生活の中で他者を思いやる心と、学校給食や体育、部活動等を通じて健やかな体を育みます。

（２） 家庭

家庭は、規則正しい生活習慣の定着や規範意識の育成・家庭学習を担います。また、子どもの精神的な支えとなり、思いやりの心や情操を育む場としても重要な役割を担います。

（３） 地域

地域（地区・自治会、NPO法人等）は、地域における子どもたちの教育や見守り、学校や家庭での教育のサポートを行います。例えば、通学における子どもたちの安全の確保や、地域行事の実施等によるふるさとに対する愛着の醸成を担います。

さらに、これからは地域の企業・団体等にも、子どもたちの教育に関わることが期待されています。子どもたちの職業観、人生の目標設定のきっかけづくりとして、キャリア教育の充実が求められています。このようなキャリア教育の核となる職業体験への積極的な協力により、子どもたちに豊かな体験の機会を提供します。

（４） 行政（教育委員会）

教育委員会は、本計画の進行を監理し、確実に推進させるため、学校・家庭・地域の主体をコーディネートし、それぞれが最大限に力を発揮できるように支援します。

また、学校と家庭における教育活動を保管するための支援を行います。例えば、特別な支援が必要な子どもに対しても平等な教育機会が提供されるよう、きめ細かな支援を行います。

VIII. 塩尻市教育振興基本計画成果指標

基本目標	施策	指標名	対象者	現状値 (計画前)	時点	H29見直し時 の数値	目標値	標準値 (R1数値)	情報源	周期		
							R5年(2023年)					
【知】 1 確かな知識とそれを活用する知恵の育成	1 知識となる基礎学力の定着や技能の習得	授業以外(月～金)の1日当たりの学習時間が小学生1時間以上、中学生2時間以上の児童・生徒の割合 (小6…1時間以上) (中3…2時間以上)	小6	64.0%	H26	70.4%	国・県より高割合を維持しつつ、更に前年度よりも高割合を目標とする。	69.3%	全国学力・学習状況調査	1年		
			中3	29.1%	H26	32.8%	国・県より高割合を維持しつつ、更に前年度よりも高割合を目標とする。	27.8%				
		授業でコンピューターなどのICT機器をほぼ毎日使用した児童・生徒の割合	小6				国・県より高割合を維持しつつ、更に前年度よりも高割合を目標とする。	15.5%				
			中3				国・県より高割合を維持しつつ、更に前年度よりも高割合を目標とする。	7.1%				
		国語の授業の内容が分かる児童・生徒の割合	小6	85.4%	H26	83.8%	国・県より高割合を維持しつつ、更に前年度よりも高割合を目標とする。	86.1%				
			中3	77.2%	H26	82.3%	国・県より高割合を維持しつつ、更に前年度よりも高割合を目標とする。	77.4%				
	算数・数学の授業の内容が分かる児童・生徒の割合	小6	86.4%	H26	84.3%	国・県より高割合を維持しつつ、更に前年度よりも高割合を目標とする。	86.3%					
		中3	70.4%	H26	70.3%	前年度よりも高割合を目指し、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	79.0%					
	2 知識を活用する知恵の習得	「総合的な学習の時間」に主体的に取り組む児童・生徒の割合	小6	60.6%	H26	71.7%	前年度よりも高割合を目指し、国・県よりも高割合を目標とする。	60.4%	全国学力・学習状況調査	1年		
			中3	46.0%	H26	61.5%	前年度よりも高割合を目指し、国・県よりも高割合を目標とする。	55.6%				
	【徳】 2 豊かで思いやりのある心の育成	1 一人ひとりの豊かな心の育成	将来の夢・目標を持っている児童・生徒の割合	小6	88.2%	H26	87.8%	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	82.9%	全国学力・学習状況調査	1年	
				中3	75.0%	H26	71.4%	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	70.7%			
人の役に立つ人間になりたいと思う児童・生徒の割合			小6	95.0%	H26	93.6%	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	95.6%				
			中3	95.0%	H26	93.7%	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	96.2%				
2 社会や地域に親しむ心の育成		地域行事の参加割合	小6	91.6%	H26	90.1%	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	90.0%	全国学力・学習状況調査	1年		
			中3	68.1%	H26	74.9%	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	76.8%				
		学校の規則を守っている児童・生徒の割合	小6	94.2%	H26	94.9%	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	94.7%				
			中3	93.2%	H26	95.6%	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	97.8%				
【体】 3 健やかな体の育成と規則正しい生活習慣の定着	1 規則正しい生活習慣の定着	規則正しい生活状況(同じ時刻に起きる児童・生徒の割合)	小6	94.4%	H26	92.5%	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	92.0%	全国学力・学習状況調査	1年		
			中3	95.0%	H26	94.5%	現状の高割合を維持しつつ、国・県の割合よりも高割合を目標とする。	94.2%				
		規則正しい生活状況(同じ時刻に寝ている児童・生徒の割合)	小6	86.5%	H26	84.5%	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	83.1%				
			中3	79.6%	H26	80.0%	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	79.4%				
		授業以外(月～金)の1日当たりの読書時間が30分以上の児童・生徒の割合	小6	44.5%	H26	38.5%	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	49.4%				
			中3	38.7%	H26	40.9%	国・県の割合よりも高割合を目標とする。	35.5%				
		一人あたりの年間読書冊数(学校図書館)	小学校	77.8冊	H25	77.9冊	前年度よりも多い冊数を目標とする。	74.7冊			市教委調査	1年
			中学校	19.2冊	H25	25.4冊	前年度よりも多い冊数を目標とする。	18.5冊				
	2 正しい食習慣の定着	朝食を毎日食べる児童・生徒の割合	小6	98.3%	H26	97.0%	県の割合よりも高得点を目標とする。	97.6%	全国学力・学習状況調査	1年		
			中3	95.1%	H26	96.0%	県の割合よりも高得点を目標とする。	94.0%				
		大人と朝食をとる児童の割合	小学生	55.7%	H26	55.0%	前年度よりも高割合を目標とする。	60.0%	市教委調査	1年		
			中学生	46.1%	H26	48.1%	前年度よりも高割合を目標とする。	48.8%				
3 運動に親しみ、健康な体をつくる習慣の定着	体力の合計点	小5男	55.42点	H25	56.35点	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	54.39点	全国体力・運動能力、運動習慣調査	1年			
		小5女	54.40点	H25	57.49点	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	54.58点					
		中2男	44.99点	H25	43.57点	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	42.78点					
		中2女	47.73点	H25	50.18点	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	44.23点					
		小5男	72.0%	H25	70.5%	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	70.5%					
		小5女	49.4%	H25	55.0%	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	48.8%					
		中2男	60.4%	H25	64.0%	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	62.3%					
		中2女	37.9%	H25	41.5%	国・県の割合よりも高得点を目標とする。	33.6%					

基本目標	施策	指標名	対象者	現状値 (計画前)	時点	H29現状地 (前回見直し時)	目標値		標準値 (R1数値)	情報源	周期	
							R6年(2023年)					
きめ細かな支援による教育の平等な提供	1 一人ひとりに対するきめ細かな指導の推進	学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合	小6	87.1%	H26	88.1%	前年度よりも高割合を目指し、国・県の割合よりも高割合を目標とする。		86.9%	全国学力・学習状況調査	1年	
			中3	80.1%	H26	81.1%	前年度よりも高割合を目指し、国・県の割合よりも高割合を目標とする。		79.3%			
		自分には良いところがあると思う児童・生徒の割合	小6	80.5%	H26	80.1%	前年度よりも高割合を目指し、国・県の割合よりも高割合を目標とする。		83.4%			
			中3	69.3%	H26	73.7%	前年度よりも高割合を目指し、国・県の割合よりも高割合を目標とする。		79.2%			
		先生が自分の良い点を認めてくれていると思う児童・生徒の割合	小6				前年度よりも高割合を目指し、国・県の割合よりも高割合を目標とする。		88.3%			
			中3				前年度よりも高割合を目指し、国・県の割合よりも高割合を目標とする。		84.3%			
	2 支援が必要な子どもに対する教育の充実	学校生活が充実していると感じる児童・生徒中学生の割合	年中児	88.7%	H25	97.0%	現状の高割合を維持する。		97.1%	市教委調査	1年	
			小5				前年度よりも高割合を目標とする。		56.0%	市教委 (Q-Uアンケート)	1年	
		中1	63.0%	H26	71.0%	前年度よりも高割合を目標とする。		55.0%				
	3 支援が必要な家庭への対応の充実	すべての児童・生徒が十分に学べる支援が提供されていると感じる市民の割合	全市民	-	-	37.4%	前年度よりも高割合を目標とする。		37.6%	市民意識調査	1年	
	5 学校・家庭・地域が一体となった教育体制の整備	1 学校の運営体制の向上と機能強化	職員研修の実績(参加者の延べ件数)	学校教職員	-	-	8講座 383人	前年度を下回らないことを目標とする。		8講座 440人	市教委調査	1年
			幼保小中連携の交流回数	幼稚園 保育園 小学校	-	-	こども128回 教職員49回	前年度の回数を維持することを目標とする。		こども136回 教職員41回		
2 地域の教育力の活用		地域と連携した事業の実施項目数	学校	-	-		事業項目数を維持し、継続した取り組みを行っていくことを目標とする。		491 (R2)		1年	
6 充実した教育を受けられる環境の整備	1 学校教育施設の整備	大規模改修件数(～R3)	学校	4校	H25	6校	計画の目標件数の達成		8校	市教委調査	1年	
		長寿命化改良事業件数(R4～)	学校				計画の目標件数の達成					
		学校図書整備率(標準を下回る学校)	学校図書館	小1校 中4校	H25	小1校 中2校	学校図書館図書標準に定められた割合をすべての学校が上回る		小2校 中2校			
	2 学校外の教育環境の整備	安心して子どもを預けられる環境があると感じる人の比率	全市民	37.3%	H26	36.8%	前年度よりも増加することを目標とする。		38.9%	市民意識調査	1年	
		公民館事業の子どもの参加者数	児童・生徒	-	-	66講座 3,251人	前年度よりも増加することを目標とする。		66講座 3,896人	市教委調査	1年	
		3 安全・安心な教育環境の整備	通学路の安全点検と対策実施箇所(事業数と改善数)	点検箇所	52 対策実施 26	H25	点検箇所 35 対策実施 22	積み残し件数の減少		点検箇所 30 対策実施 21	市教委調査	1年

* 中間見直しによる成果指標の変更点

- 1-1 授業でコンピューターなどのICT機器をほぼ毎日使用した児童・生徒の割合 GIGAスクール構想の推進状況を図る指標として新たに追加した。
- 3-1 規則正しい生活習慣の定着
電子媒体の使用は、生活習慣を乱さない範囲で使用することが大切であるため、指標として追加した。
- 3-2 朝食を毎日食べる児童・生徒の割合
高水準を維持しているため、県の割合との相対評価により、県内における本市の現状を認識しやすくするため、目標値を変更した。
- 4-1 先生が自分の良い点を認めてくれていると思う児童・生徒の割合について
教師がきめ細やかに児童及び生徒と関わっていることを示す指標として追加した。
- 4-2 学校生活が充実していると感じる児童・生徒の割合について
これまで、中学生のみを指標の対象としていたが、小学校から中学校に進んだときの変化を確認できるため、児童を追加した。
- 5-1 地域と連携した事業の実施項目数
教育振興審議会の今年度の教育委員会自己点検・評価において、コロナ禍で事業の実施数を評価の指標とするのは、実情に見合っていないのではないかとのご意見をいただいた。令和2年度はコロナ禍で出来ることを考え、これまでの事業を継続するために工夫しながら活動が行われてきた。今後は、学校ごとで取り組んでいる事業の数(通学の見守り、読み聞かせ等)を維持していくことを地域連携の評価指標としたい。
- 5-2 教育活動における地域人材活用の事業数(学校支援ボランティアの登録者数)
集計の仕方をR2年度から変更。これまでは、学校における教育活動に参加した地域の方の人数を集計していたが、活動毎に参加者数を確認し記録することは学校負担になるため、継続的に関わりをもつ学校支援ボランティアの登録があった人数を指標としたい。
- 6-1 大規模改修件数について
大規模改修事業がR3年度までで終了となり、R4年度からは、建物を長くもたせることを目的とする、長寿命化改良事業に移行するため、項目を追加した。

塩尻市教育振興基本計画
～令和3年度(2021年度)
に向けた評価・見直し～

令和3年4月発行

編集・発行 塩尻市・塩尻市教育委員会
〒399-0786
長野県塩尻市大門七番町4番3号
TEL 0263-52-0280

塩尻市公式ホームページアドレス
<http://www.city.shiojiri.lg.jp/>
